

熊本県ひとり親家庭等相談事業実施要項

(目的)

第1条 この要項は、熊本県が実施するひとり親家庭等に対する相談事業(以下「相談事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(趣旨)

第2条 相談事業は、ひとり親家庭等に対してきめ細かに相談を実施することによりその精神的な安定と関係施策の有効な利用を図り、もってその自立を促進するとともに、地域におけるひとり親家庭等福祉対策の活性化を図るものである。

(相談の対象者)

第3条 相談事業の対象者は、次に掲げる者(以下「ひとり親家庭等」という。)とする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第6条第1項に規定する配偶者のいない女子が20歳未満の児童を扶養している場合の該当児童及びその母
- (2) 法第6条第4項に規定する寡婦
- (3) 法第6条第2項に規定する配偶者のない男子が20歳未満の児童を扶養している場合の該当児童及びその父
- (4) 法附則第3条に規定する父母のいない児童又はこれを養育している者
- (5) 法附則第6条に規定する40歳以上の配偶者のいない女子であって民法第877条の規定により現に児童を扶養していない者(寡婦を除く。)
- (6) 家庭環境の破綻、生活の困窮等正常な社会生活を営むうえで困難な問題を有する者
- (7) その他熊本県福祉事務所長が必要と認めるもの

(実施機関)

第4条 この要項に定める相談事業は、熊本県福祉事務所長が行うものとする。

(協力機関等)

第5条 熊本県福祉事務所長は、相談事業を円滑かつ有効に実施するため、福祉事務所、市町村、市町村社会福祉協議会、児童相談所、女性相談センター、保健所、熊本県精神保健福祉センター、熊本県消費生活センター、しごと相談・支援センター、公共職業安定所、家庭裁判所、熊本労働局雇用均等室、母子家庭等就業・自立支援センター等の関係機関並びに県及び町村民生委員協議会、同母子・父子福祉団体等の関係団体の協力を得て、相談事業の円滑な実施を図るものとする。

(相談事業の実施方法)

第6条 相談事業の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 電話相談
- (2) 巡回相談
- (3) 地域振興局への来所相談
- (4) 訪問指導

(電話相談)

第7条 熊本県福祉事務所長は、ひとり親家庭等が抱える様々な悩みに対し、電話によるカウンセリングを行うものとする。

2 電話相談の受付は、月曜日から金曜日とし、受付時間は、月曜日から木曜日までは午前9時から午後4時までとし、金曜日は午前9時から午後3時までとする。

第8条 電話相談は、原則として母子・父子自立支援員が相談に応じるものとし、母子・父子自立支援員が不在又は支障のある場合は、他の職員が相談に応じるものとする。

(巡回相談)

第9条 熊本県福祉事務所長は管内の町村を巡回して、相談事業(以下「巡回相談」という。)を実施する。

2 熊本県福祉事務所長は、管内町村の実状に応じて巡回相談の実施回数、実施場所、相談担当者及び相談に対する協力者の予定を立て、年度初めに当該年度の巡回相談実施計画書(別記第1号様式)を策定し、その実施計画を関係機関及び団体に周知するとともに、健康福祉部長に実施計画を報告するものとする。

3 前項の巡回相談実施計画は、第5条に規定する協力機関等と協議のうえ、予算の範囲内でこれを定めるものとする。

(巡回相談スタッフ)

第10条 巡回相談のスタッフは、次に記載する者の中から、実状に応じて編成するものとする。

(1) 主たるカウンセラー

母子・父子自立支援員、担当職員又はこれに代わる者

(2) 協力員及び協力機関等

民生委員(児童委員)、生活保護その他福祉関係業務を担当する福祉事務所職員、子ども相談員、女性相談員、町村、町村社会福祉協議会、母子・父子福祉団体及び第5条の協力機関等

(来所相談)

第11条 熊本県福祉事務所長は、地域振興局内において、常時ひとり親家庭等の相談に応じるものとする。

(来所相談のスタッフ)

第12条 来所相談は、原則として母子・父子自立支援員が相談に応じるものとし、母子・父子自立支援員が不在または支障がある場合は、他の職員が相談に応じるものとする。

(戸別訪問、指導)

第13条 第7条から前条の規定による相談の結果、引き続いて相談・指導が必要と熊本県福祉事務所長が認めた者又は相談を受けていない者で戸別訪問・指導が必要と熊本県福祉事務所長が認めた者については、戸別に訪問し、必要な相談・指導を行うものとする。

2 前項の戸別訪問・指導は、主として母子・父子自立支援員及び福祉事務所職員が行うものとし、原則として、当該者が居住する地区を担当する民生委員の同行を求め、又は事前若しくは事後に、当該相談・指導内容について協議をしておくものとする。

3 熊本県福祉事務所長は、第1項の訪問指導に際して、必要に応じて第5条の協力機関等の協力を求めるものとする。

(相談者に対する処理)

第14条 第7条から前条までの規定により相談・指導を行った者(以下「相談者」という。)に対する処理は、次の例によるものとする。

(1) 第7条、第9条及び第11条の規定に基づく相談があった場合又は第13条の規定に基づく戸別訪問の結果、相談指導を終了したと考えられるケースについては、ひとり親家庭等ケース票(別記第2号様式、以下「ケース票」という。)に所要の事項を記入し、また、未解決の問題を残しているケースについては、ケース票に所要の事項を記入するとともに必要に応じて関係者により問題点を検討した後、処理方針を決定し、熊本県福祉事務所長へ供覧するものとする。

(2) ケース票は、相談指導終了後3年間これを保存するものとする。

(関係機関への連絡)

第15条 前条の規定によるケース票の結果に基づき、他の機関へ連絡する必要があるケースについては、ひとり親家庭等相談指導連絡票(別記第3号様式)により関係機関へ通知するものとする。

2 福祉事務所の管轄区域を越えて移動した相談者で再び相談指導を希望するものについては、新住所地を管轄する熊本県福祉事務所は、必要に応じて旧住所地を管轄する福祉事務所に従前の状況を照会し、又はケース票を取り寄せるものとする。

第16条 熊本県福祉事務所長は、相談事業の実施状況を母子・父子自立支援員相談指導結果報告書(別記第4号様式(平成26年9月30日付け雇児発0930第15号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子・父子自立支援員相談指導報告について」別紙を準用))により健康福祉部長に報告するものとする。

2 前項の報告期限は、月報は翌月の15日まで、年度報は、翌年度4月20日までとする。

(広報)

第17条 熊本県福祉事務所長は、相談事業の実施に関して、次の例により、積極的に広報を行うものとする。

(1) ひとり親家庭等に対するシール、パンフレット等広報資料の配布による広報

(2) 市町村の広報誌への掲載及び有線放送による広報

(3) 市町村社会福祉協議会、市町村民生児童委員協議会、市町村母子・父子福祉団体、その他関係機関、団体の協力による広報

(雑則)

第18条 相談事業の実施に関して、この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、昭和62年8月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 1 5 年 8 月 1 日から施行し、平成 1 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、平成 2 6 年 1 2 月 2 4 日から施行する。